

平成 28 年度第 1 回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会のポイント

1. 2 段階提案とすることの弊害

- 提案側：「他人任せ」「実現可能性」（特に個人提案への対応）
- 審査側：第 1 段階での提案の提案数や内容（審査できるか？）  
他市事例ヒアリング（2 段階提案・個人提案採用自治体）

〔 <個人>同一人物のみの申請（年 1 件程度）・実績なし  
<事業者等>事業企画提案時に加点 〕

⇒本市の方向性：個人枠も設定した 2 段階提案＝事業実現性を高めた中での 2 段階提案

個人対応：第 1 段階（民間委託化）提案時により具体的検討

- ・事業実施主体や事業実現性について提案書に記載

事業者等対応：事業実現性の担保

- ・第 2 段階（事業企画）提案時に提案者に対して配慮（加点）
- ・「事業提案団体＝安定的に実施できる団体」に限る

個人及び事業者等共通対応：本制度・検討事業についてのより深い理解

- ・提案前の「事前確認」の義務付け

2. 事務事業リスト

- 当該年度の事務事業公表の必要性について

⇒募集前年度（H28）の新規事業について、公表の段階（H29 当初）では検証等が行われていないため、委託すべき事業か判断できない。事務事業リストのベースは募集前々年度（H27）とし、廃止事業等については別途対応予定。

3. 評価方式

- 価格点を加味した総合評価方式ではなくてよいか？

⇒費用削減努力について評価項目を設定したプロポーザル方式（指定管理者選定と同様）

4. 広報

- 馴染みの薄い本制度の周知方法について（庁内向け：28 年度末説明会予定）

⇒団体：商工会議所会員向け説明会 個人：自治会回覧・広報紙

5. スケジュール（委員会からではなく、内部検討から出た課題）

- 翌年度事業実施について、第 2 段階で担い手として手が挙がらない場合には？
- 採択基準について（「継続審議」の設定の可否）

⇒別紙資料 2 参照